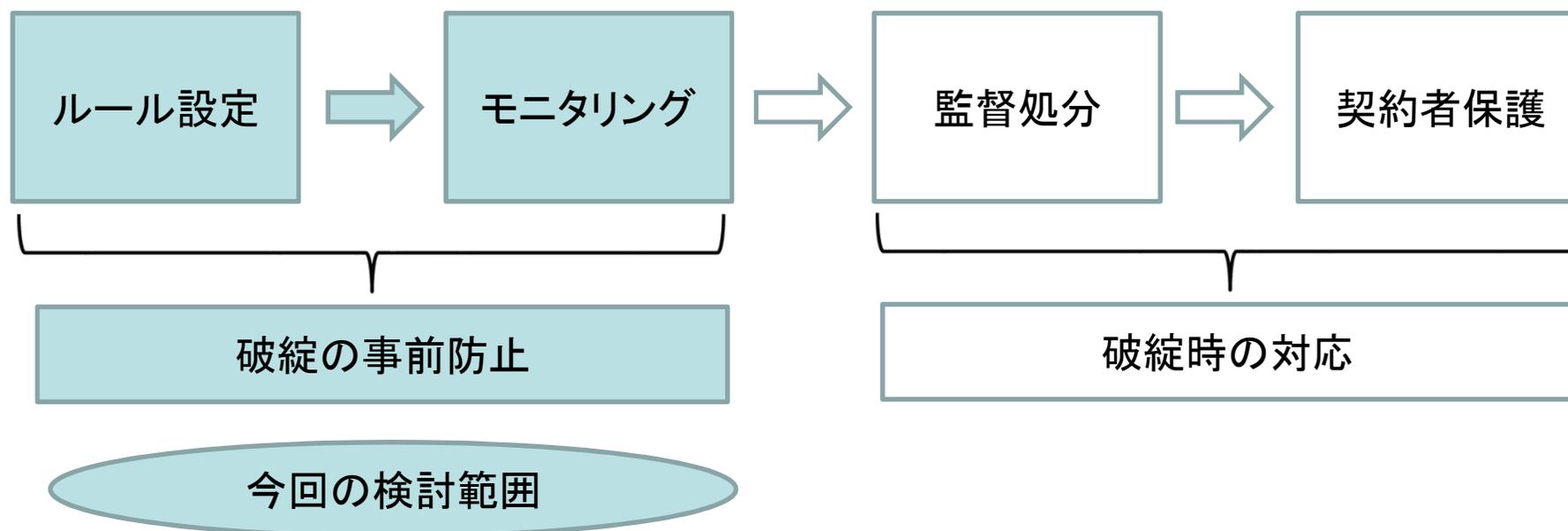


保険法人の破綻リスク・破綻の事前防止

本日の検討会でご議論いただきたい事項



○保険法人の破綻リスクに関する検討は、「破綻の事前防止」「破綻時の対応」の二つに大別されるものとするが、今回の検討会においては「破綻の事前防止」について検討を行いたい。

<論点1>

事前防止のために設けられたルールが実効性あるものとなっているか、保険法人の健全性を測るためのモニタリング手法に問題がないか等、現行制度が妥当なものとなっているか

<論点2>

住宅瑕疵保険制度におけるディスクロージャーの必要性。保険契約者、住宅取得者に必要な情報は何か

I . 保険法人をとりまくリスク

保険法人の経営破綻の例

○たてもの株式会社(平成21年9月17日指定)は、業績の不振等を理由に平成23年9月14日に業務廃止許可。

1. 経緯

- 平成23年7月7日 新規保険引受業務の休止申請を許可(同年8月31日まで)
- 平成23年8月31日 保険等の業務の一部停止を命令(同年9月30日まで)
- 平成23年9月14日 保険等の業務の廃止申請を許可

2. 業務廃止の理由

業務の不振※及び財務基盤強化のための資本増強が実現できなかったことにより、保険等の業務を適正かつ確実に運営していくことが困難となったため

※当初の事業計画とおりのマーケットシェアを確保できなかったため、販管費を賄うための収入を確保できず債務超過に陥った。

3. 再発防止策

- ・各保険法人の事業計画及び収支予算(毎年度国土交通大臣が認可)を確実に履行するため、四半期ごとのモニタリングを導入(平成23年度検討、平成24年度から導入)
- ・保険法人指定基準の厳格化(黒字化が見込まれるまでの期間:10年⇒5年【平成27年告示改正】)

損保業界における経営破綻の例

○損保業界では、それぞれ「運用実績の悪化」「巨大損害の発生」が主たる原因と考えられる、二例の経営破綻が発生している。

第一火災海上保険相互会社

- 積立保険を主力に販売していた損保会社
- 平成12年5月1日に財務状況の悪化により、金融監督庁より業務停止命令を受ける。
- 金融監督庁の調査によると平成10年度末時点で、不良債権や有価証券の含み損等を原因とし、債務超過の状態に陥っていた。
(平成12年5月末時点で約1,303億円の債務超過)

<主要計数>

(単位:百万円)

	10年度	業界シェア	順位
保険料収入 (積立を除く)	59,766	0.86%	17位
保険料収入 (積立)	94,213	4.25%	10位
経常利益	1,733		
総資産	1,387,091	4.50%	8位
代理店数	23,102店		
役職員数	2,487人		

(平成12年5月1日付金融監督庁公表資料より)

大成火災海上保険株式会社

- 平成13年11月22日に、アメリカ同時多発テロ(同年9月11日)に関する再保険金(航空保険)の支払見込みが多額にのぼること等より、会社更生手続開始の申立てを行った。
- 同社の発表によると、744億円の支払見込みであり、大幅な債務超過となる見込みであった。
(手続開始決定の平成13年11月30日時点で、約945億円の債務超過)

<主要計数>

(億円、%)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
正味収入 保険料	938	915	887
経常利益	45	58	56
当期利益	10	10	11
総資産	4,148	4,102	4,114
資本金	100	100	100
S/M比率	1035.2	1022.4	815.2

(参考)平成12年度末総資産で、国内損保37社中第16位(上場14社中第14位)

(平成13年11月22日付金融庁公表資料より)

(参考)第一火災に対する金融監督庁の検査結果

<検査基準日>平成11年3月31日

<総資産査定結果>

I分類(II分類、III分類及びIV分類としない資産)	1兆1,358億円
II分類(個別に適切なリスク管理を要する資産)	1,599億円
III分類(最終の回収に重大な懸念が存する資産)	299億円
IV分類(回収不可能又は無価値と判断される資産)	612億円
総資産	1兆3,870億円

総資産の査定結果(11年3月期)

(単位:億円)

	分類状況				総資産
	I	II	III	IV	
当局査定(a)	11,358	1,599	299	612	13,870
自己査定(b)	13,090	751	29	—	13,870
(a)-(b)	▲1,732	848	270	612	—

<ソルベンシーマージン比率(11年3月期)>

今回の検査結果を踏まえた追加償却・引当金を前提とした
ソルベンシー・マージン比率
.....▲74.7%

(参考)

11年3月期に決算において当社が公表したソルベンシー・
マージン比率
.....330.0%

<自己資本の状況(11年3月期)>

自己資本	452億	(1)
うち基金	406億円	
法定準備金	15億円	
その他の剰余金	31億円	
要追加償却・引当額	869億円	(2)
前受収益振替額	13億円	(3)
要追加責任準備金等 繰入額	47億円	(4)

(1)-(2)-(3)-(4) **▲478億円** (5)

負債性資本	425億	(6)
うち価格変動準備金	10億円	
異常危険準備金	161億円	
社員配当準備金	252億円	

含み損益	▲320億円	(7)
うち有価証券	▲287億円	
不動産	▲33億円	
上記以外の資産	▲0億円	

(5)+(6)+(7) **▲372億円**

(注)億円未満切り捨て。

生保業界における経営破綻の例

○生保業界では、下表の8社の経営破綻が発生しているが、概ね第一火災の場合と同様、「運用実績の悪化」が主たる原因と考えられる。

＜保険業法に基づく破綻処理＞

	日産生命 (相)	東邦生命 (相)	第百生命 (相)	大正生命 (株)
業務停止	H9.4.25	H11.6.4	H12.5.31	H12.8.28
管理命令	同上	H11.6.5	H12.6.1	H12.8.29
債務超過額 (時点)	約3,029億円 (H9.5末)	約6,500億円 (H11.9末)	約3,177億円 (H12.9末)	約365億円 (H12.8末)
資産額	18,227億円	21,900億円	13,000億円	1,545億円
負債額	21,256億円	28,400億円	16,176億円	1,910億円

＜会社更生手続による破綻処理＞

	千代田生命 (相)	協栄生命 (株)	東京生命 (相)	大和生命 (株)
手続開始申立	H12.10.9	H12.10.20	H13.3.23	H20.10.10
手続開始決定	H12.10.13	H12.10.23	H13.3.31	H20.10.17
債務超過額 (注)	約5,950億円	約6,895億円	約731億円	約643億円
資産額	22,330億円	37,250億円	6,900億円	1,949億円
負債額	28,280億円	44,145億円	7,632億円	2,592億円

(注) 手続き開始決定時点

生損保のソルベンシー・マージン比率

○生損保では、保険会社の経営の健全性を測る指標として、ソルベンシー・マージン比率※の制度を設けている。

※保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度、自己資本・準備金などの支払余力を有するかを示す健全性の指標

○同制度において「リスク」として認識されている要素につき、住宅瑕疵保険への該当性を検証することは、有意義なものと考えられる。

保険業法（抄）

（健全性の基準）

第三十条 内閣総理大臣は、保険会社又は保険会社及びその子会社等に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

一 資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額

二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額として内閣府令で定めるところにより計算した額

支払余力
(マージン)

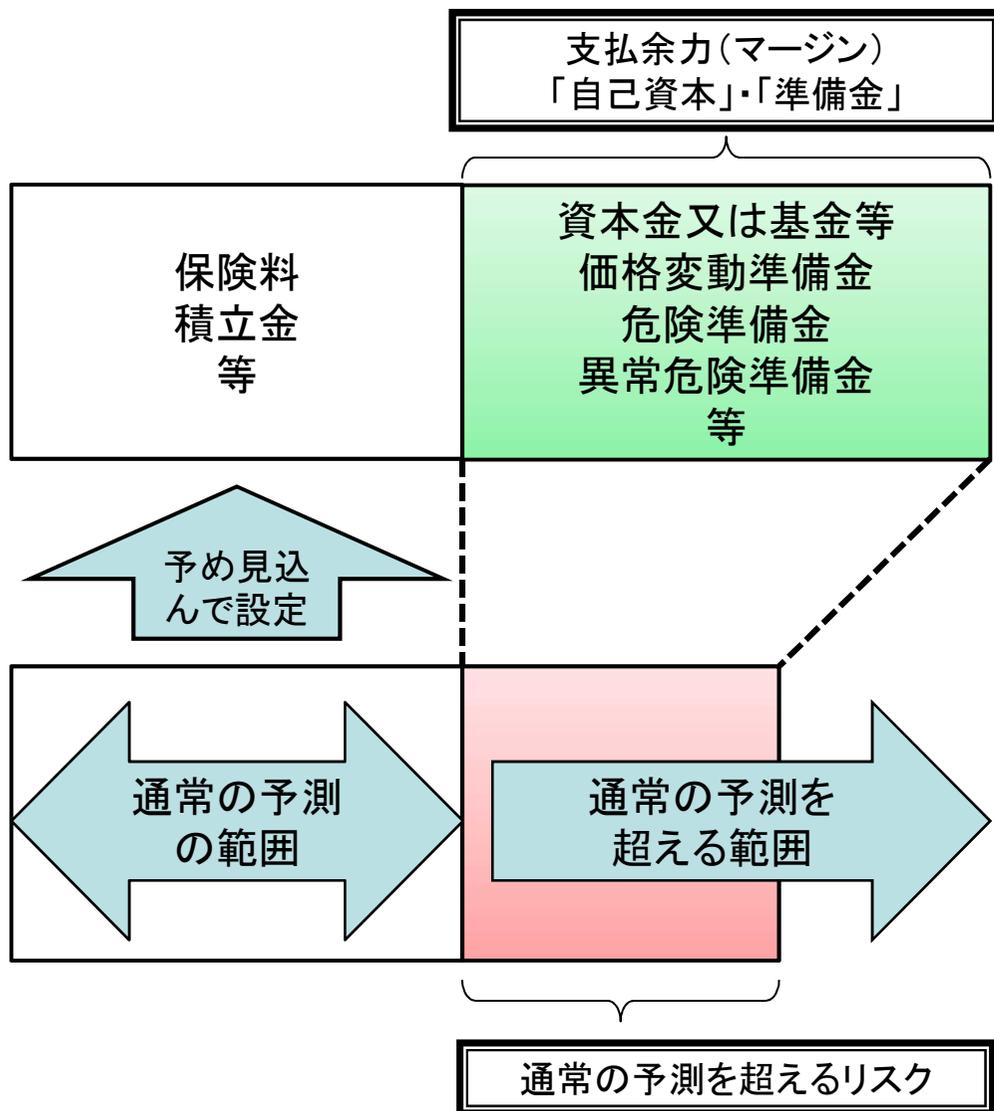
通常の予測を
超えるリスク

【保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準】

$$200\% \leq \text{「ソルベンシー・マージン比率」} = \frac{\text{支払余力(マージン)}}{(1/2) \times \text{通常の予測を超える危険(リスク)に対応する額}}$$

ソルベンシー・マージン比率の概要

「支払余力」と「通常の予測を超えるリスク」のイメージ



リスクを構成する要素

【生命保険】

リスクの合計
保険リスク
第三分野の保険リスク
—
予定利率リスク
最低保証リスク
資産運用リスク
価格変動等リスク
信用リスク
子会社等リスク
デリバティブ取引リスク
信用スプレッドリスク
再保険リスク・再保険回収リスク
経営管理リスク

【損害保険】

リスクの合計
一般保険リスク
第三分野の保険リスク
巨大災害リスク
予定利率リスク
—
資産運用リスク
価格変動等リスク
信用リスク
子会社等リスク
デリバティブ取引リスク
信用スプレッドリスク
再保険リスク・再保険回収リスク
経営管理リスク

リスクを構成する要素と住宅瑕疵保険への該当性

リスクの種類	概要	住宅瑕疵保険への該当／ 非該当の場合の理由	
保険リスク	実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得るリスク		
一般保険リスク	一般の保険リスク	該当	
巨大災害リスク	巨大災害による保険リスク	(該当)	
第三分野の保険リスク	第三分野の保険リスク	非該当	第三分野保険商品の販売はない。
予定利率リスク	責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなるリスク	非該当	算出にあたり予定利率の要素を織り込んでいない、または予定利率0で算出を行っている。
資産運用リスク	資産の運用等に関するリスクであって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得るリスク		
価格変動等リスク	保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得るリスク	該当	
信用リスク	保有する有価証券その他の資産について、取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得るリスク	該当	
子会社等リスク	子会社等への投資その他の理由により発生し得るリスク	該当	
デリバティブ取引リスク	先物取引、オプション取引、スワップ取引等により発生し得るリスク	非該当	左記取引は認められていない。
信用スプレッドリスク	クレジットデフォルトスワップ取引により発生し得るリスク	非該当	左記取引は認められていない。
その他のリスク(再保険リスク、再保険回収リスク)	出再先の保険会社の経営破綻に伴い発生し得るリスク	該当	
最低保証リスク	特別勘定を設けた保険契約であって、変額年金保険等の保険金等の額を最低保証するものについて、支払時に特別勘定資産の額が保険金等の額を下回るリスクで、特別勘定資産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得るリスク	非該当	最低保証を行っている保険契約は存在しない。
経営管理リスク	経営政策・経営判断の誤り等に起因するリスクや事務面・電算システムにおける事故に係るリスクなどの事業経営上のリスク	該当	

住宅瑕疵保険以外の業務の波及リスク

- 保険法人が住宅瑕疵保険以外の業務を行う場合も、実施にあたり国土交通大臣の認可が必要となる。
- これらの業務により、保険法人の経営の効率性・収益力の強化が図られているが、住宅瑕疵保険の業務に悪影響を及ぼさないよう、実施する内容・規模等に注意を払う必要がある。

<住宅瑕疵保険以外の業務(主なもの)>

A社	住宅性能評価等 住宅完成保証 損保代理店 住宅ローン取次	C社	住宅性能評価等 住宅省エネラベル フラット35適合証明 住宅完成保証 住宅ローン取次 損保代理店	E社	住宅性能評価等 住宅省エネラベル フラット35適合証明 住宅完成保証 損保代理店
B社	地盤保証 住宅完成保証 損保代理店	D社	住宅性能評価等 住宅省エネラベル フラット35適合証明 損保代理店		

Ⅱ. 各リスクの分析

- 異常危険への対応は、損保業界では主に異常危険準備金とその役割を担い、補完的に再保険が用いられている。
- 住宅瑕疵保険では主に再保険と住宅保証基金がその役割を担っている。

リスクの種類	概要	損保における算出方法の概要	住宅瑕疵保険への該当	
保険リスク	実際の保険事故の発生率等が通常予測を超えることにより発生し得るリスク			
	一般保険リスク	一般の保険リスク	正味既経過保険料または正味発生保険金に、保険種目ごとに定められたリスク係数を乗じて算出	限定的に該当 基本的に再保険に付されているため、中小企業コースのリスク保有分のみが対象となる。
	巨大災害リスク	巨大災害による保険リスク	地震(関東大震災に相当する規模)又は台風(昭和34年の台風第15号(伊勢湾台風)が再来した場合の推定正味支払保険金をリスク量として設定(いずれか大きい額))	[限定的に該当] 過去最大級の損害に対応するものという点では住宅瑕疵保険も該当。ただし、基本的に再保険に付されているため、中小企業コースのリスク保有分のみが対象となる。

<住宅瑕疵保険制度における異常危険発生時の保険金支払余力の確保方法>

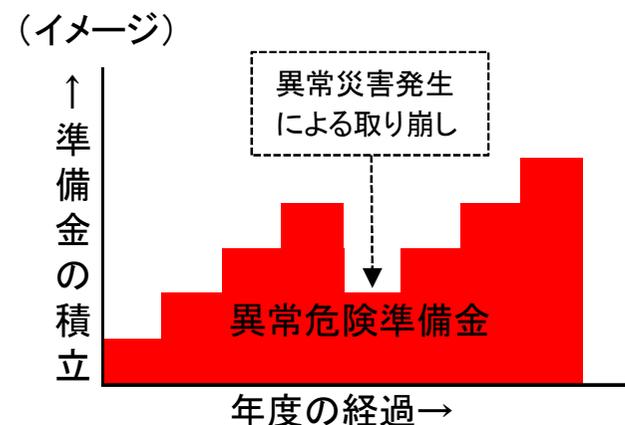
下記以外	損保会社による再保険で対応
中小企業コースの自己保有分(修補金額50万円以下の部分)	異常危険準備金と住宅保証基金の組み合わせで対応

※故意・重過失損害は3号保険で対応

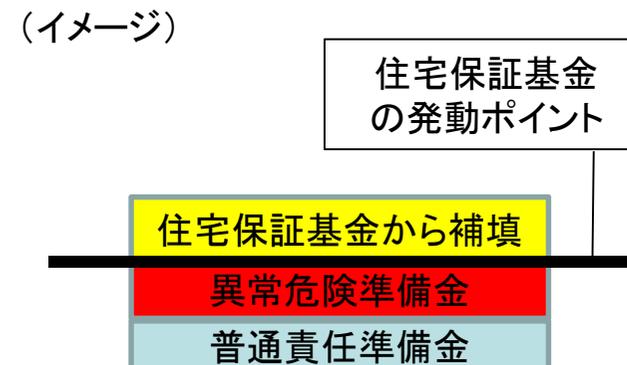
保険リスク／住宅瑕疵保険の異常危険準備金

- 住宅瑕疵保険では、各保険法人が積み立てる異常危険準備金と住宅保証基金との組み合わせで、異常危険発生時の保険金支払余力を確保している。
- 一定規模以上の損害が発生した場合には住宅保証基金からの補填が行われるため、保険法人が有する「巨大災害リスク」は有限であり、そのリスクに応じた異常危険準備金の積み立てが保証されている。

- 損保会社は異常災害による損害のてん補に充てるため、収入保険料を基礎として計算した金額を異常危険準備金として積み立てている。
- 割合は保険種目により異なるが、概ね正味収入保険料の2～5%程度の金額を毎年度積み立てている。



- 住宅瑕疵保険の中小企業コースでは、一定規模以上の損害が発生した場合には住宅保証基金からの補填が行われるため、この発動ポイントまでの支払余力を確保するために異常危険準備金を積み立てている。
- 保険法人は普通責任準備金(未経過保険料相当額)と合計して、住宅保証基金の発動ポイントとなる金額を確保できるように、異常危険準備金を積み立てている。



資産運用リスク

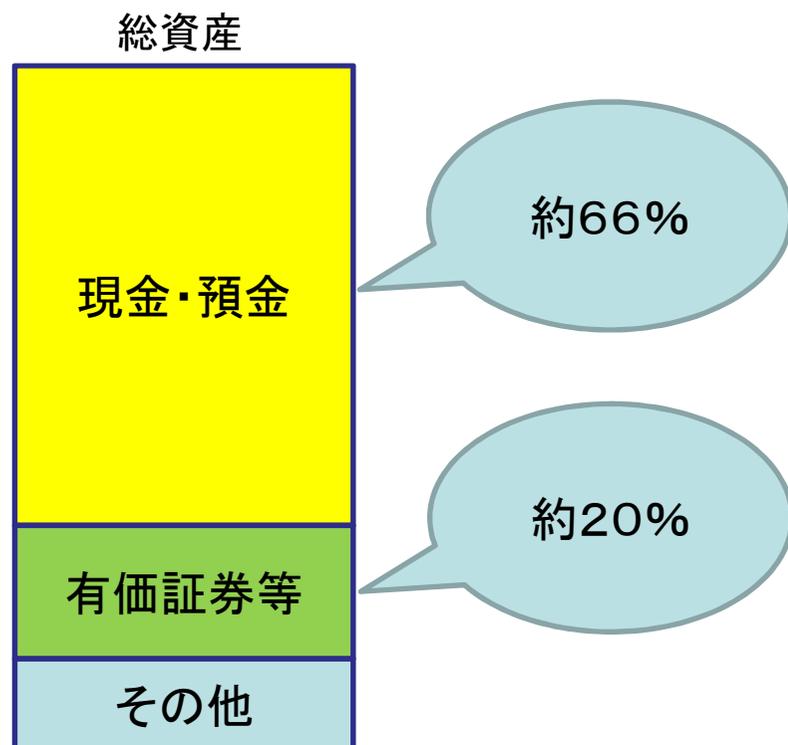
○資産運用リスクのうち、価格変動等リスク、信用リスク、子会社等リスク、その他のリスク(再保険リスク、再保険回収リスク)が保険法人にも該当するが、子会社等リスクは子会社等の規模が極めて小さいため、これを除く三つのリスクが主なリスクと考えられる。

リスクの種類	概要	損保における算出方法の概要	住宅瑕疵保険への該当	
資産運用リスク	資産の運用等に関するリスクであって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得るリスク			
価格変動等リスク	保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得るリスク	安全性等に応じて定められたリスク係数(1~25%)を当該資産の保有額に乗じて算出 (例)国内株式:20%、不動産(土地)10%	該当	国債・地方債等による資産運用が認められている。
信用リスク	保有する有価証券その他の資産について、取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得るリスク	取引先の信用度に応じてランク付けを行い、当該ランクと取引の形態に応じて定められたリスク係数(0~30%)を当該資産の保有額に乗じて算出	該当	保険法人の資産の多くは銀行に預金されており、対象となる。
子会社等リスク	子会社等への投資その他の理由により発生し得るリスク	子会社等の種類(国内会社・海外法人、金融業務・非金融業務等)、投資方式(株式又は貸付金)に応じて定められたリスク係数(1~100%)を投資額に乗じて算出	該当	子会社等が存在する保険法人もあるが、規模は極めて小規模である。
その他のリスク(再保険リスク、再保険回収リスク)	出再先の保険会社の経営破綻に伴い発生し得るリスク	出再により免れる責任準備金、支払備金及び再保険貸にリスク係数(1%)を乗じて算出	該当	一部(中小企業コースの保有分)を除き出再しており、対象となる。

○保険法人の資産運用については、財務状況の健全性を維持するため、履行法による制限(規則36条)がある。

○多くの保険法人では資産のほとんどを現金・預金で保有し、一部の保険法人では国債、地方債も保有している。

保険法人の資産運用状況 (5社合計)



特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等 に関する法律施行規則(抄)

(資産の運用方法)

第三十六条

保険法人は、保険料として収納した金銭その他の資産の運用を行うには、次に掲げる方法によらなければならない。

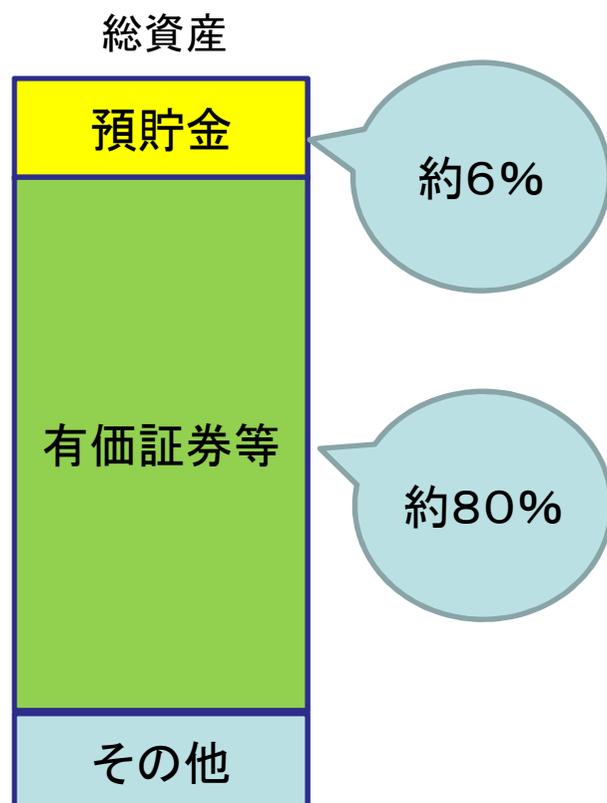
- 一 国債、地方債その他国土交通大臣が指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他国土交通大臣が指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

※国土交通大臣が指定する有価証券、金融機関はない。

(参考) 損保会社の資産運用の状況

- 損保会社では、総資産の約8割を有価証券等で運用している。
- 保険業法では、多様な資産運用を認める一方、保険会社が資産運用に係るリスクを認識した上で適切に管理を行うよう、資産運用リスク管理態勢の整備について、金融庁が厳しく監督している。

損保会社の資産運用状況 (26社合計)



※平成28年2月末時点(日本損害保険協会HPより)

保険業法施行規則(抄)

(資産の運用方法の制限)

第四十七条

法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。)の取得(第三号、第三号の二、第六号の二、第八号及び第九号に該当するものを除く。)
- 二 不動産の取得
- 三 金銭債権の取得
- 三の二 短期社債等(法第九十八条第六項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。)の取得
- 四 金地金の取得
- 五 金銭の貸付け(コールローンを含む。)
- 六 有価証券の貸付け
- 六の二 民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条(匿名組合契約)に規定する匿名組合契約に係る出資
- 七 預金又は貯金
- 八 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- 九 有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第二十八条第八項第六号(定義)に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)
- 十 金融商品取引法第二条第二十項(定義)に規定するデリバティブ取引(前号に掲げるものに該当するものを除く。)
- 十一 法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引
- 十二 先物外国為替取引
- 十三 前各号に掲げる方法に準ずる方法

生損保のソルベンシーマージン算出時に資産運用リスクの内、価格変動等リスクの算出時には下表のリスク係数を使用している。(平成8年2月29日大蔵省告示第50号第2条第5項別表第7)

別表第七

リスク対象資産	リスク係数
国内株式	20%
外国株式	10%
邦貨建債券	2%
外貨建債券・外貨建貸付金等	1%
不動産(土地(海外の土地を含む。))	10%
金地金	25%
商品有価証券	1%
為替リスクを含むもの	10%

備考

1. リスク対象資産からは、子会社等に対する出資及び貸付金を除く。
2. 邦貨建債券からは、満期保有目的の債券(財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下同じ。)を控除する。
3. 国内株式又は外国株式のリスク対象資産の額については、買建ての信用取引がある場合には当該額を加え、売建ての信用取引がある場合には当該額を控除する。
4. 責任準備金対応債券(満期保有目的の債券以外の債券であって、責任準備金との間で利回りの変動に対する時価の変動の程度を概ね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう。)については、リスク係数を1%とする。
5. 規則第百二十六条第三号イの規定に基づき計算する場合に係る不動産の額については、日本国内の土地に限るものとする。

生損保のソルベンシーマージン算出時に資産運用リスクの内、信用リスクの算出時には下表のリスク係数を使用している。(平成8年2月29日大蔵省告示第50号第2条第6項別表第8、第9)

別表第八

リスク対象資産		貸付金、債券 及び預貯金	証券化商品	再証券化商品	短資取引
リ ス ク 係 数	ランク1	0%	0%	0%	0.1%
	ランク2	1%	1%	2%	
	ランク3	4%	14%	28%	
	ランク4	30%	30%	30%	30%

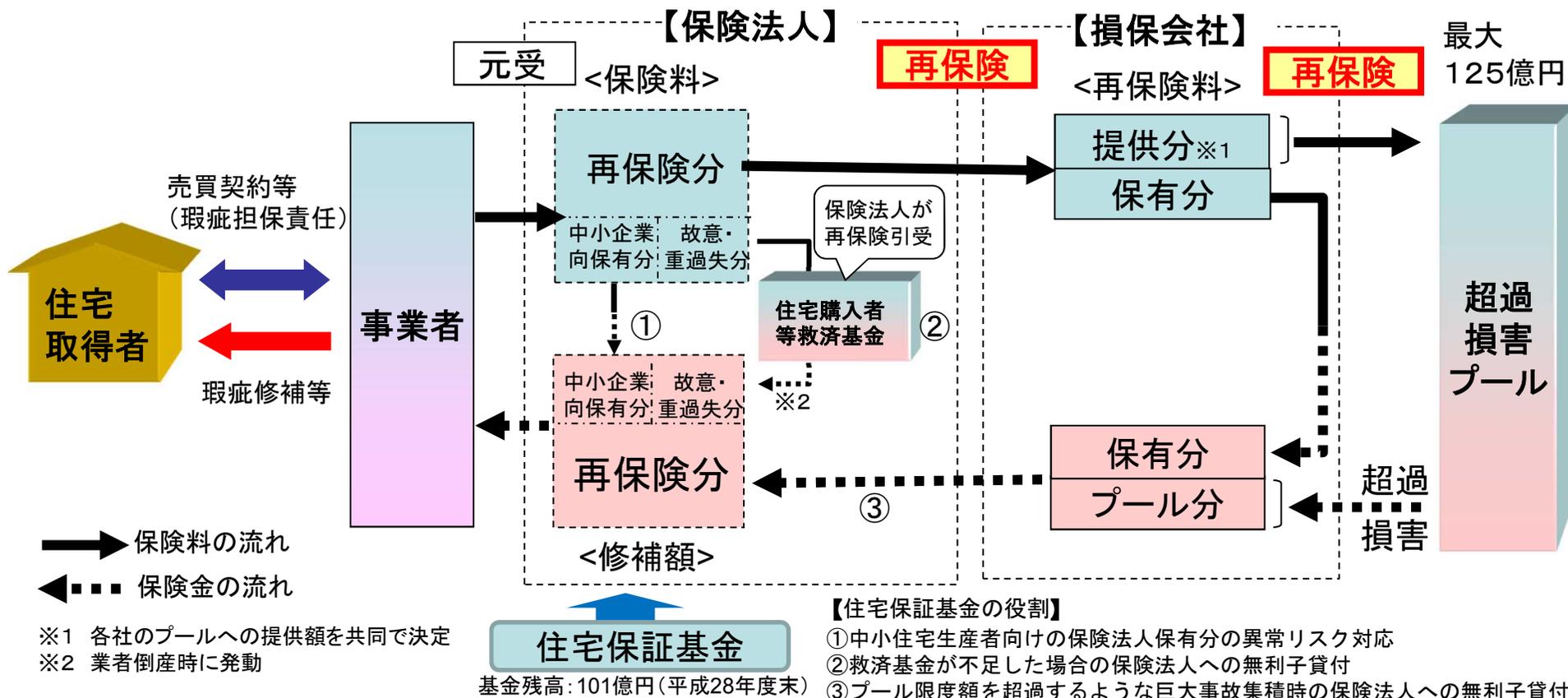
備考
(略)

別表第九

	リスク対象資産	
	貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引	証券化商品及び再証券化商品
ランク1	(a)最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関 (b)OECD諸国の中央政府及び中央銀行 (c)我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 (d)(a)から(c)までのいずれかに掲げる者の保証するもの (e)保険約款貸付け	左欄の(a)から(e)までのいずれかに該当するもの
ランク2	(a)ランク1の(a)及び(b)に該当しない国の中央政府、中央銀行並びにランク1の(a)に該当しない国際機関 (b)外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 (c)我が国及び外国の金融機関 (d)BBB格相当以上の格付を有する者 (e)(a)から(d)までのいずれかに掲げる者の保証するもの (f)抵当権付住宅ローン (g)有価証券、不動産等を担保とする与信 (h)信用保証協会の保証する与信	ランク1に該当せず、BBB格相当以上の格付を有するもの
ランク3	ランク1又はランク2に該当せず、ランク4に掲げる事由が発生していない先への与信等	ランク1又はランク2に該当せず、BB格相当以上の格付を有するもの
ランク4	破綻先債権 延滞債権 3カ月以上延滞債権 貸付条件緩和債権	ランク1から3までのいずれにも該当しないもの

備考
(略)

- 住宅瑕疵保険では、中小企業コースの修補金額50万円以下の部分を除き、再保険に出再されているため、その引受会社が破綻等した場合のリスクが存在する。
- 保険法人業務規程の認可基準においても、出再の際の安全の確保が求められている。



住宅瑕疵担保責任保険法人業務規程の認可基準(平成20年3月28日国住生第378号)(抄)

9. 保険料等及び責任準備金の算出方法に関する事項

(4) 再保険に付す場合、再保険金の回収を確実にする措置が講じられている再保険者の引受によるものである等、適切に安全の確保された再保険であること。

○再保険の引受けは国内市場で行われており、引受会社のソルベンシー・マージン比率はいずれも、「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされる200%を大きく超過している。

○一連の事故の支払金額が4億円を超える部分が、超過損害プールに再出再されることにより、リスクの軽減がさらに図られている。

<平成28年度の超過損害プール参加会社の状況>

正味収入	プール参加会社計(①)	約7兆4千億円
保険料	日本損害保険協会加入会社計(②)	約8兆2千億円
シェア(①/②)		約90%

ソルベンシー・マージン比率	いずれの会社も650%以上
---------------	---------------

* 正味収入保険料は、元受正味保険料に再保険にかかる収支を加味し、収入積立保険料を控除したものの。

<破綻の前年度における破綻損保の状況>

(平成11年度)

正味収入	第一火災(①)	578億円
保険料	日本損害保険協会加入会社計(②)	6兆8,893億円
シェア(①/②)		0.8%

ソルベンシー・マージン比率※	▲298.4%
----------------	---------

(平成12年度)

正味収入	大成火災(①)	887億円
保険料	日本損害保険協会加入会社計(②)	6兆8,741億円
シェア(①/②)		1.3%

ソルベンシー・マージン比率※	815.2%
----------------	--------

(注) 億円未満切り捨て

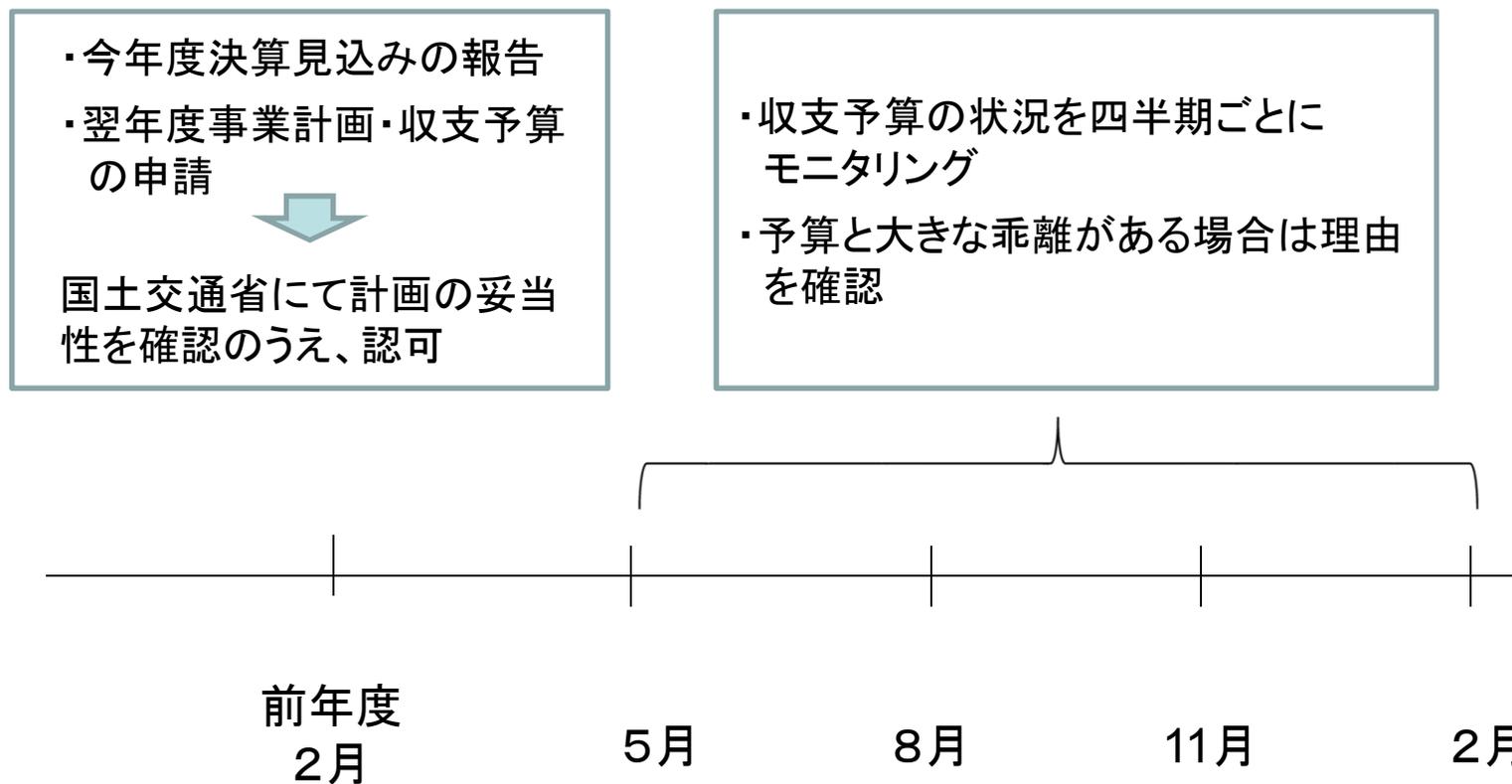
※現在とは算出方法に差異があり、単純比較はできない。

経営管理リスク

- 考慮すべきリスクではあるが、住宅瑕疵保険固有のリスク増加要素はないものと考えられる。
- 商品がモノラインである点やシステム規模が比較的小規模である点を考慮すれば、生損保業界を超えるリスクは存在しないものと推測される。

リスクの種類	概要	損保における算出方法の概要	住宅瑕疵保険への該当	
経営管理リスク	経営政策・経営判断の誤り等に起因するリスクや事務面・電算システムにおける事故に係るリスクなどの事業経営上のリスク	各リスク量の合計の一定率(2%)、さらに当期末損失が発生している会社については3%	該当	考慮すべきリスクではあるが、住宅瑕疵保険固有のリスク増加要素はないものと考えられる。 * 商品がモノラインである。 * 保険会社と比べ、システム規模は小規模と推測される。

- 毎年度、保険法人より事業計画及び収支予算の認可申請を受けてその内容を確認するとともに、四半期ごとに収支予算の状況をモニタリングしている。
- 事業計画及び収支予算の認可は、住宅瑕疵保険以外の業務も含めて行われる。
(収支予算は区分経理して作成)



- 収支予算のモニタリングとあわせて、四半期ごとに保険法人の財務状況のモニタリングを行っている。
- 指標の確認としては流動性、当座性の確保に重きをおいたものとなっているが、保険法人の資産と負債の状況の報告を求めるため、財務状況に顕著な変化が生じた場合には、このモニタリングで確認できるようになっている。

<確認指標>

指標	算出方法	基準値
資金余力月数	(現金及び預金＋有価証券)／月ごとの営業支出	3ヶ月
流動比率	流動資産／流動負債	120%
当座比率	当座資産*／流動負債 * 当座資産: 現金及び預金＋売掛金＋有価証券(流動資産計上分) －貸倒引当金	100%

<まとめ>リスクに応じた対応

○住宅瑕疵保険制度においては、ソルベンシー・マージン比率のような包括的な指標は存在しないものの、想定されるリスクごとにそれに応じた適切な対応がとられていると考えられる。

リスクの種類	ルール設定等	モニタリング等				
保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的に再保険でリスクを転嫁しており、保険法人は大きなリスクを保有していない。 ○中小企業コースの保有分については、住宅保証基金と各保険法人の責任準備金により、支払余力の確保を保証している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画・収支予算認可 ○四半期ごとのモニタリング 				
資産運用リスク						
<table border="1"> <tr> <td>価格変動等リスク</td> <td rowspan="2">○資産運用の手段を安全性の極めて高いものに限定することにより、リスクを最小限としている。</td> <td rowspan="2">○四半期ごとのモニタリング</td> </tr> <tr> <td>信用リスク</td> </tr> </table>	価格変動等リスク	○資産運用の手段を安全性の極めて高いものに限定することにより、リスクを最小限としている。	○四半期ごとのモニタリング	信用リスク		
価格変動等リスク	○資産運用の手段を安全性の極めて高いものに限定することにより、リスクを最小限としている。			○四半期ごとのモニタリング		
信用リスク						
子会社等リスク	○毎年度の事業計画・収支予算を認可制にすることにより、子会社等への過剰な投資等が行われないようにしている。	○事業計画・収支予算認可				
再保険リスク、再保険回収リスク	○保険法人業務規程の認可基準において「適切に安全の確保された再保険」とすべき旨、規定されている。	○保険法人に認可基準に沿った対応を求めるとともに、随時、引受保険会社の構成を確認している。				
経営管理リスク	○毎年度の事業計画・収支予算を認可制にすることにより、リスクの高い施策の実施を防止している。	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画・収支予算認可 ○四半期ごとのモニタリング 				
住宅瑕疵保険以外の業務の波及リスク	○住宅瑕疵保険以外の業務も認可制にすることにより、リスクの高い業務の実施や過度な規模での実施を防止している。	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画・収支予算認可 ※保険法人は毎年度の認可時に区分経理された収支予算を提出している。 				

経営の健全性確保のための措置

- 役員を選任・解任について大臣認可(履行法20条)
- 業務規程の制定・変更について大臣認可(履行法21条)
- 毎年度の事業計画・収支予算について大臣認可(履行法22条)
- 毎年度の事業報告書・収支決算書について大臣に提出(履行法22条)
- 財務・会計に関する事項(履行法23条～26条)
 - ⇒ 普通責任準備金、異常責任準備金の積立て(規則32条)
 - ⇒ 資産の運用方法の制限(規則36条)
- 大臣による監督命令(履行法27条)
- 大臣による報告徴収、立入検査(履行法28条)
 - ⇒ 四半期ごとの財務状況モニタリング(H24年～)

指定の取消し等

- 大臣は、保険法人が業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合等には、指定の取消し、期間を定めて業務の全部又は一部の停止命令をすることができる。(履行法30条)
- 指定の取消しに係る保険法人は、大臣が指定する保険法人に保険等の業務を引き継がなければならない。(履行法31条)

法人指定

経営の健全性確保

指定基準

- 住宅瑕疵担保履行法(17条)、規則(23条、24条)、告示により、業務を適確に実施できる財産的基礎や体制等について確認。
- 基準の一部見直し(黒字化が見込まれるまでの期間: 10年⇒5年)【H27告示改正】

指定の取消し

業務の休廃止

業務の休廃止

- 大臣の許可が必要(履行法29条)
- ※ 許可の条件として、保険等の業務の全部又は一部を大臣が指定する保険法人に引き継ぐこととすることができる。

Ⅲ. ディスクロージャーの観点

生損保におけるディスクロージャー

- 保険業法第111条において、保険会社に対して事業年度ごとに業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供することが義務づけられている。
- 保険会社の業務及び財産の状況が投資家の投資判断に資するのみならず、保険契約者が保険会社を選択する際の判断材料になることより、縦覧が義務づけられたものと考えられる。

保険業法(抄)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百十一条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。…

<記載項目(概要)>

保険会社の概況及び組織に関する事項
保険会社の主要な業務の内容
保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項
直近の事業年度における事業の概況
直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標 経常収益、経常利益、当期純利益、資本金の額、純資産額、総資産額、責任準備金残高、ソルベンシー・マージン比率、正味収入保険料の額 等
直近の二事業年度における業務の状況を示す指標
主要な業務の状況を示す指標等 保険種目ごとの正味収入保険料、元受正味保険料、正味支払保険金、元受正味保険金の額 等
保険契約に関する指標等 保険種目ごとの正味損害率、正味事業費率及びその合算率、主要な再保険引受会社等
経理に関する指標等 保険種目ごとの支払備金、責任準備金の額、損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動 等
資産運用に関する指標等 資産区分(預貯金、有価証券、土地・建物等)ごとの残高及び総資産に対する割合、有価証券の種類別の残存期間別残高 等
特別勘定に関する指標等
主な保険種目の種目ごとの責任準備金の残高
直近の五事業年度における支払備金、累計支払保険金に関する事項
保険会社の運営に関する事項
保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項
当該保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象に関する事項

○日本損害保険協会では以下の目的で、各種統計データをホームページに掲載している。

- ・損害保険業界のマーケット環境をデータを通じて広く周知することで、消費者への透明性・信頼性を確保する。
- ・統計データの掲載を通じて有識者・学術者へ情報を提供し、今後の損害保険業界の発展に寄与する。

項目	ホームページに掲載されている統計データ
保険料関連	正味収入保険料 ^(※1) の推移
	保険種目別元受正味保険料 ^(※2) の推移 (火災保険、自動車保険、自賠責保険、傷害保険、積立保険)
支払保険金関連	元受正味保険金 ^(※3) ・満期金支払額の推移
損害率関連	保険種目別損害率の推移 (火災保険、自動車保険、自賠責保険、傷害保険、積立保険)
地震保険関連	地震保険の都道府県別付帯率
	地震保険の都道府県別加入率
自動車保険関連	自動車保険の加入率推移
	自動車保険の都道府県別加入率
自然災害関連	過去の風水害等による高額支払保険金事例
	過去の地震による高額支払保険金事例

(※1)元受正味保険料に再保険にかかる収支を加味し、収入積立保険料を控除したもの。「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「支払再保険料」－「収入積立保険料」

(※2)個々のお客様(保険契約者)との直接の保険契約にかかる収入を表すもの。「元受正味保険料」＝「元受収入保険料」－「諸返戻金(満期返戻金を除く)」

(※3)個々のお客様(保険契約者)との直接の保険契約にかかる保険金支払いを表すもの。「元受正味保険金」＝「元受保険金」－「保険金戻入」

住宅瑕疵保険の現状

○住宅瑕疵保険では説明書類の縦覧の義務はなく、会社法に定める計算書類の公告のみが義務づけられている。

会社法(抄)

(計算書類の公告)

第四百四十条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第九百三十九条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

...

* 第九百三十九条第一項第一号又は第二号に掲げる方法＝官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

<貸借対照表の要旨に記載する項目(概要)>

資産	流動資産			
	固定資産	有形固定資産		
		無形固定資産		
		投資その他の資産		
繰延資産				
負債	流動負債			
	固定負債			
純資産	株主資本	資本金		
		新株式申込証拠金		
		資本剰余金	資本準備金	
			その他資本剰余金	
		利益剰余金	利益準備金	
			その他利益剰余金	
		自己株式 ※控除項目		
		自己株式申込証拠金		
	評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金		
		繰延ヘッジ損益		
		土地再評価差額金		
新株予約権				

<損益計算書の要旨に記載する項目(概要)>

売上高
売上原価
売上総利益金額又は売上総損失金額
販売費及び一般管理費
営業利益金額又は営業損失金額
営業外収益
営業外費用
経常利益金額又は経常損失金額
特別利益
特別損失
税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額
当該事業年度に係る法人税等
法人税等調整額
当期純利益金額又は当期純損失金額

※損益計算書の要旨を公告しない場合は、当期純損益金額を付記しなければならない。

生損保におけるディスクロージャー／関連法令

保険業法施行規則(抄)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロ 株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

- (1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)
- (2) 各株主の持株数
- (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ハ 相互会社にあつては、基金拠出額の多い順に五以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項

- (1) 氏名(基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称)
- (2) 各基金拠出者の基金拠出額
- (3) 基金の総額に占める各基金拠出額の割合

ニ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

ヘ 会計監査人の氏名又は名称

二 保険会社の主要な業務の内容(保険金信託業務を行う場合においては、当該保険金信託業務の内容を含む。)

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項((15)から(18)までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。)

- (1) 経常収益
- (2) 経常利益又は経常損失
- (3) 当期純利益又は当期純損失(相互会社にあつては当期純剰余又は当期純損失)
- (4) 資本金の額及び発行済株式の総数(相互会社にあつては、基金(法第五十六条の基金償却積立金を含む。)の総額)
- (5) 純資産額(株式会社である損害保険会社に限る。)
- (6) 総資産額及び特別勘定又は積立勘定として経理された資産額
- (7) 責任準備金残高
- (8) 貸付金残高
- (9) 有価証券残高
- (10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準(保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたもの)に限る。)に係る算式により得られる比率をいう。第八十六条第二項、第五十五条第一項第六号及び第五十五条の六第一項第七号において同じ。)及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率(保険会社及びその子会社等に係る法第三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第一百一十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。)
- (11) 配当性向(株式会社である損害保険会社に限る。)
- (12) 相互会社にあつては、第三十条の四の規定により計算した額に占める第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合
- (13) 従業員数
- (14) 保有契約高(損害保険会社にあつては、正味収入保険料の額)
- (15) 信託報酬

生損保におけるディスクロージャー／関連法令

- (16) 信託勘定貸出金残高
- (17) 信託勘定有価証券残高
- (18) 信託財産額
- ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項
- ニ 責任準備金の残高として別表に掲げる事項
- ホ 損害保険会社にあつては、直近の五事業年度における次に掲げる事項
 - (1) 当該事業年度の前事業年度に積み立てた支払備金から前事業年度以前に発生した保険事故に係る当該事業年度に計上した支払保険金及び当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額を差し引いた金額(自動車損害賠償保障法第五条(責任保険又は責任共済の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項(定義)に規定する地震保険契約に係るものを除く。)
 - (2) 保険事故発生年度別又は保険引受年度別の保険事故に係る直近事業年度までの各事業年度における支払備金及び累計支払保険金の合計額(平均支払期間が長い保険契約の種類に限る。)
- 四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の体制
 - ロ 法令遵守の体制
 - ハ 法第二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性
 - ニ 生命保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - (1) 指定生命保険業務紛争解決機関(法第五条の二第一項第一号に規定する指定生命保険業務紛争解決機関をいう。ニにおいて同じ。)が存在する場合 当該生命保険会社が同号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称
 - (2) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該生命保険会社の法第五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
 - ホ 損害保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - (1) 指定損害保険業務紛争解決機関(法第五条の三第一項第一号に規定する指定損害保険業務紛争解決機関をいう。ホにおいて同じ。)が存在する場合 当該損害保険会社が同号に定める損害保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定損害保険業務紛争解決機関の商号又は名称
 - (2) 指定損害保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該損害保険会社の法第五条の三第一項第二号に定める損害保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項(ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。)
 - イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成しない場合に限る。)及び株主資本等変動計算書(相互会社にあつては剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書)
 - ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (1) 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。)に該当する貸付金
 - (2) 延滞債権(未収利息不計上貸付金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもをいう。以下同じ。)に該当する貸付金
 - (3) 三カ月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸付金
 - (4) 貸付条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債

生損保におけるディスクロージャー／関連法令

- 務者に有利となる取決めを行った貸付金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸付金
- ハ 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額
- ニ 債権(その価額が別紙様式第七号又は別紙様式第十二号中の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項(定義)に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記される有価証券の貸付けに限る。)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額
- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)
- (2) 危険債権(債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。)
- (3) 要管理債権(三カ月以上延滞貸付金(元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金((1)及び(2)に掲げる債権を除く。)をいう。以下同じ。))及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金((1)及び(2)に掲げる債権並びに三カ月以上延滞貸付金を除く。)をいう。)
- (4) 正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。)
- ホ 保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。)及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であって、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。)
- ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)
- (4) 法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引
- (5) 先物外国為替取引
- (6) 有価証券関連デリバティブ取引((7)に掲げるものを除く。)
- (7) 金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ若しくは第四号イに掲げる取引又は外国金融商品市場における同項第三号イに掲げる取引と類似の取引(国債証券等及び同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。)
- ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- チ 貸付金償却の額
- リ 法第百十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法(相互会社にあつては、法)による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
- ヌ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書)について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨
- 六 事業年度の末日において、当該保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下この号及び次条第一項第四号において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容
- 2 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、保険会社の営業所又は事務所(本店又は主たる事務所、支店又は従たる事務所及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。)とする。

別表(第五十九条の二第一項第三号ハ関係(損害保険会社))

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標等	<ul style="list-style-type: none"> 一 保険種目の区分ごとの正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額 二 保険種目の区分ごとの受再正味保険料の額及び支払再保険料の額 三 保険種目の区分ごとの解約返戻金の額及び保険引受利益の額 四 保険種目の区分ごとの正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額 五 保険種目の区分ごとの受再正味保険金の額及び回収再保険金の額
保険契約に関する指標等	<ul style="list-style-type: none"> 一 主要な保険契約に係る保険期間の区分ごとの契約者(社員)配当金の額 二 保険種目の区分ごとの正味損害率、正味事業費率及びその合算率 三 保険種目の区分ごとの再保険に付した部分の控除を考慮しない発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料(当該事業年度の既経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう。以下この号において同じ。)に対する割合、事業費の既経過保険料に対する割合及びその合算率(自動車損害賠償保障法第五条(責任保険又は責任共済の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項(定義)に規定する地震保険契約を除く。) 四 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合 五 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引受けた主要な保険会社等(第七十一条第一項各号に掲げる者をいう。次号及び第七号において同じ。)の数 六 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合 七 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者(金融庁長官が別に指定する者をいう。)又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 八 未だ収受していない再保険金の額
経理に関する指標等	<ul style="list-style-type: none"> 一 保険種目の区分ごとの支払備金の額及び責任準備金の額 二 標準責任準備金対象契約、標準責任準備金対象外契約ごとの積立方式、積立率の区分ごとの保険契約(法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約(保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組合せによる場合にあっては、同号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約)を除く。)の責任準備金の積立方式、積立率 [積立率の算式(A)／(B)×100%] (A)…実際に積み立てている「普通責任準備金+払戻積立金」 (B)…平成8年大蔵省告示第48号に定める保険料積立金及び払戻積立金(第68条第2項に定める保険契約に係るものに限る。)(標準責任準備金対象契約)+「平準純保険料式による保険料積立金(平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)+実際に積み立てている払戻積立金(同項に定める保険契約以外の保険契約で、平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)+実際に積み立てている普通責任準備金及び払戻積立金(平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)(標準責任準備金対象外契約)+未経過保険料(平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。) (注)ただし、(A)は(B)を上回らないものとする。 三 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他の引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額の区分ごとの残高 四 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高 五 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動 六 人件費、物件費、税金、火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金、法第二百六十五条の三十三第一項の負担金、諸手数料及び集金費の区分ごとの事業費明細

資産運用に関する指標等	<ul style="list-style-type: none"> 一 預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、運用資産計、総資産（積立勘定を含む。以下本表において同じ。）の区分ごとの残高及び総資産に対する割合 二 預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り 三 外貨建（外国公社債、外国株式、その他、計）、円貨建（非居住者貸付、外国公社債、その他、計）、合計の区分ごとの海外投融資残高及び合計に対する構成比 四 海外投融資利回り 五 商品有価証券（商品国債、商品地方債、商品政府保証債、その他の商品有価証券、合計の区分をいう。）の平均残高及び売買高 六 保有有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券、合計の区分をいう。）の残高及び合計に対する構成比 七 公社債、株式、外国証券、その他の証券、合計の区分ごとの保有有価証券利回り 八 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券の区分をいう。）の残存期間別残高 九 業種別保有株式の額 十 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸付金の残存期間別の残高 十一 担保別貸付金残高 十二 使途別（設備資金、運転資金、合計の区分をいう。）の貸付金残高及び合計に対する構成比 十三 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合 十四 大企業（資本金10億円以上の法人）、中堅企業（大企業、中小企業以外の企業）、中小企業（資本金3億円（卸売業は1億円、小売業、飲食業、サービス業は5千万円）以下の会社 十五 土地、建物、建設仮勘定、合計（それぞれ営業用、賃貸用に区分すること。）、その他の有形固定資産及び有形固定資産合計の残高
特別勘定に関する指標等	<ul style="list-style-type: none"> 一 特別勘定資産残高 二 現預金・コールローン、有価証券（公社債、株式、外国証券（公社債、株式等）、その他の証券）、貸付金、その他、合計の区分ごとの特別勘定資産 三 利息配当金等収入、有価証券売却益、有価証券償還益、有価証券評価益、為替差益、金融派生商品収益、その他の収益、有価証券売却損、有価証券償還損、有価証券評価損、為替差損、金融派生商品費用、その他の費用、収支差額の区分ごとの特別勘定の運用収支

注 本表の作成に当たっては、継続性が異なる指標等については、その旨を注記する。